

施工体制点検要領

【発注者用】

- 1 目的
公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の適正な施工体制の確保を図られるようにすることが重要である。
本要領は、鹿児島県土木部が発注した工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、工事現場の適正な施工体制を確保することを目的とする。
- 2 対象工事
本要領は、鹿児島県土木部が発注する以下の工事を対象とする。
 - (1) 建設工事の下請契約がある工事
 - (2) 請負代金4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事
- 3 点検の内容
 - (1) 施工体制台帳等の記載内容の把握
様式－1「施工体制点検票(事前確認)」
 - (2) 工事現場における施工体制の把握
様式－2「施工体制点検票(現場確認)」
 - (3) 施工体制(一括下請負)に関する点検
様式－3, 4「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」
- 4 点検の様式(別紙－1「施工体制等に関する点検フロー」を参照)
 - (1) 建設工事の下請契約がある工事…………… 様式 1
 - (2) 請負代金4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事…………… 様式 2
 - (3) 請負代金4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事で
建設工事の下請契約がある工事…………… 様式 2, 3, 4
- 5 点検の対応方法
別紙－2「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」に基づき、改善等の指示をする。
- 6 点検の実施時期
 - (1) 施工体制台帳等の記載内容の把握については、施工体制台帳の提出時及び施工体制台帳の変更時に実施する。
 - (2) 工事現場における施工体制の把握については、工事施工中の当初(工事進捗が20～30%に達したとき)及びできるだけ多くの下請業者が稼働している時期に1回以上実施することとし、抜き打ち点検とする。
 - (3) 施工体制(一括下請負)に関する点検については、工事施工中1回以上実施し、1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増すこととする。
なお、(2)の点検と同時に実施してもよい。
- 7 点検者
原則として、総括監督員または施工体制調査員とする。
- 8 工事成績評定への反映
点検結果を設計書に綴じ込み、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(附 則)	この要領は、平成14年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成17年	10月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成19年	6月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成22年	1月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成23年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成24年	11月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成27年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成28年	6月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、平成31年	4月	23日から施行する。
(附 則)	この要領は、令和3年	3月	10日から施行する。
(附 則)	この要領は、令和4年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、令和5年	1月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、令和7年	4月	1日から施行する。

施工体制点検要領

【受注者用】

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、鹿児島県土木部が発注した工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、工事現場の適正な施工体制を確保することを目的とする。

2 対象工事

本要領は、鹿児島県土木部が発注する以下の工事を対象とする。

- (1) 建設工事の下請契約がある工事
- (2) 請負代金4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事

3 点検の内容

- (1) 施工体制台帳等の記載内容の把握
様式－1「施工体制点検票（事前確認）」
- (2) 工事現場における施工体制の把握
様式－2「施工体制点検票（現場確認）」
- (3) 施工体制（一括下請負）に関する点検
様式－3, 4「一括下請負に関する点検票（元請実質関与）」

4 点検の様式（別紙－1「施工体制等に関する点検フロー」を参照）

- (1) 建設工事の下請契約がある工事…………… 様式 1
- (2) 請負代金4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事…………… 様式 2
- (3) 請負代金4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事で
建設工事の下請契約がある工事…………… 様式 2, 3, 4

5 点検の実施時期

- (1) 施工体制台帳等の記載内容の把握については、施工体制台帳の提出時及び施工体制台帳の変更時に実施する。
- (2) 工事現場における施工体制の把握については、工事施工中の当初（工事進捗が20～30%に達したとき）及びできるだけ多くの下請業者が稼働している時期に1回以上実施することとし、抜き打ち点検とする。
- (3) 施工体制（一括下請負）に関する点検については、工事施工中1回以上実施し、1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増すこととする。
なお、(2)の点検と同時に実施してもよい。

6 点検者

原則として、総括監督員または施工体制調査員とする。

7 工事成績評定への反映

点検結果を設計書に綴じ込み、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(附 則)	この要領は、	平成14年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成17年	10月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成19年	6月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成22年	1月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成23年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成24年	11月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成27年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成28年	6月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	平成31年	4月23日	から施行する。
(附 則)	この要領は、	令和3年	3月10日	から施行する。
(附 則)	この要領は、	令和4年	4月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	令和5年	1月	1日から施行する。
(附 則)	この要領は、	令和7年	4月	1日から施行する。